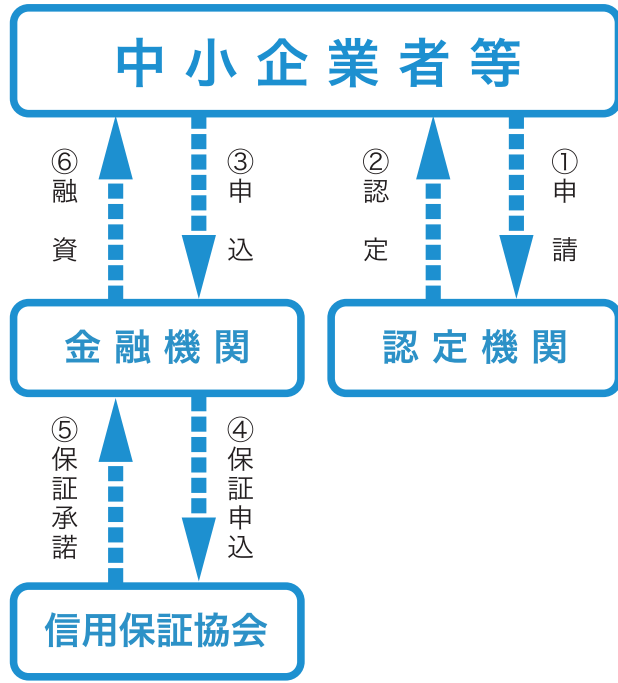


融資制度利用の流れ



用語の説明

- **小規模企業**
従業員20人（商業・サービス業^(※)は5人）以内の企業（※宿泊業、娯楽業は除きます。）
- **不況業種**
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定を受けている業種
- **過疎地域等**
七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、旧山中町、旧高松町、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村
- **認定機関**
各商工会議所・商工会、中小企業団体中央会、(公財)石川県産業創出支援機構

● お問い合わせはこちらへ ●

	TEL
金沢商工会議所	(076)263-1161
小松商工会議所	(0761)21-3121
七尾商工会議所	(0767)54-8888
輪島商工会議所	(0768)22-7777
加賀商工会議所	(0761)73-0001
珠洲商工会議所	(0768)82-1115
白山商工会議所	(076)276-3811
能美市商工会	(076)204-6815
山中商工会	(076)204-6816
川北町商工会	(076)204-6817
美川商工会	(076)204-6818
鶴来商工会	(076)204-6819
白山商工会	(076)204-6820
野々市市商工会	(076)204-6821
かほく市商工会	(076)204-6822
森本商工会	(076)204-6823
津幡町商工会	(076)204-6824
内灘町商工会	(076)204-6825
羽咋市商工会	(076)204-6829
富来商工会	(076)204-6830
志賀町商工会	(076)204-6831
宝達志水町商工会	(076)204-6832
能登鹿北商工会	(076)204-6833
中能登町商工会	(076)204-6836
門前町商工会	(076)204-6854
穴水町商工会	(076)204-6855
能登町商工会	(076)204-6856
石川県商工会連合会	(076)268-7300
石川県中小企業団体中央会	(076)267-7711
石川県信用保証協会	(076)222-1511
(公財)石川県産業創出支援機構	(076)267-1244

中小企業者の
みなさんへ

石川県融資制度のご案内

(R7.4.1現在)

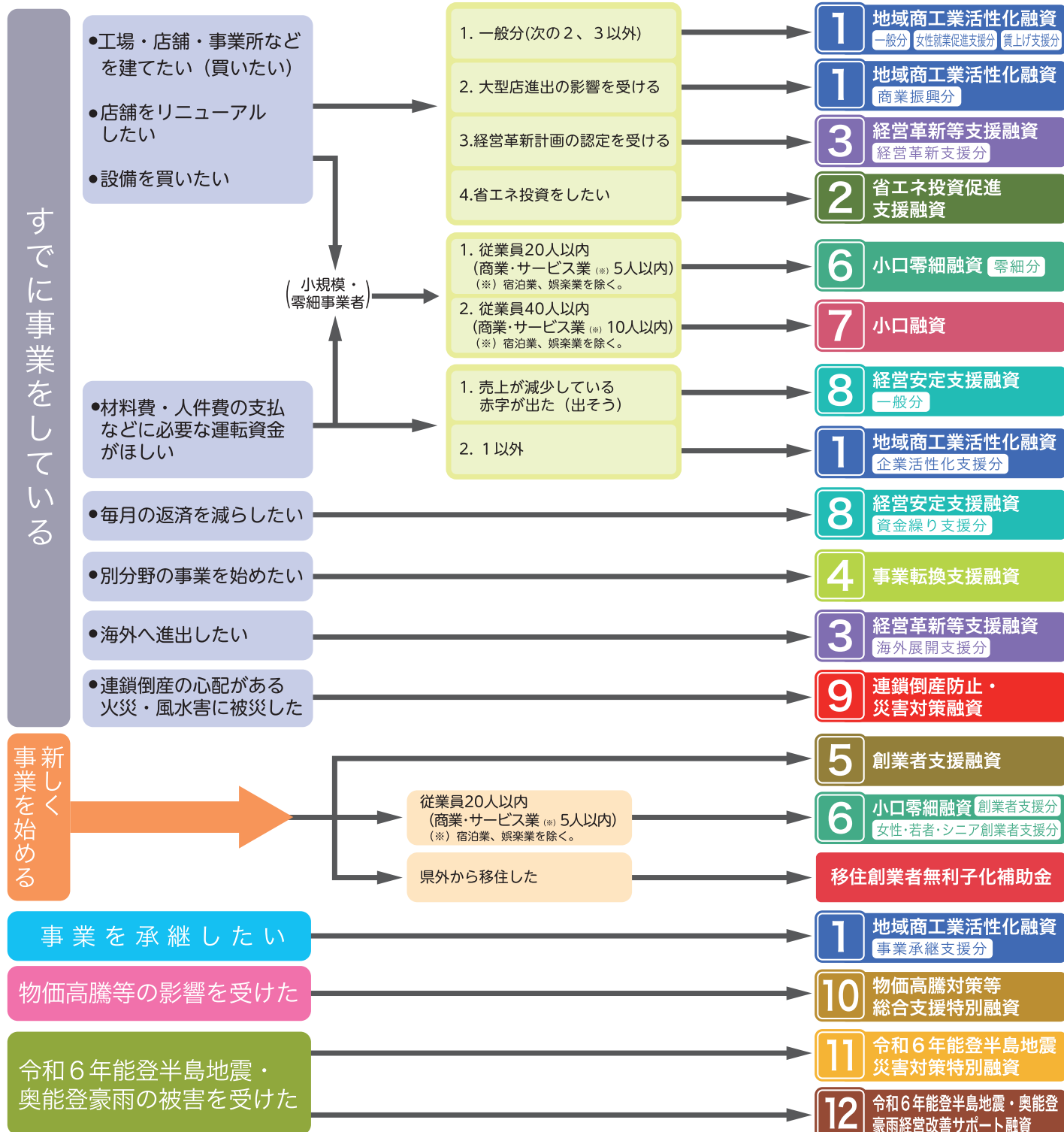
※融資利率は、市中金利の動向により、年度途中で改定する場合があります。



ボラ待ちやぐら

円滑な資金調達をサポートし、
頑張る中小企業を応援します！

[お問い合わせ]
石川県商工労働部経営支援課
(担当:金融グループ)
TEL(076)225-1522



その他の融資制度

県外企業等の新規立地のための設備資金

[企業立地促進融資]

お問い合わせ

石川県商工労働部 産業立地課
(076)225-1517

バリアフリー関係

商店経営者等がバリアフリー化するための設備資金

[バリアフリー施設整備促進融資]

お問い合わせ

石川県健康福祉部 厚生政策課
(076)225-1478

環境関係

環境保全に資する施設設置等のための事業資金

[環境保全資金融資]

お問い合わせ

石川県生活環境部 環境政策課
(076)225-1463

産業廃棄物最終処分場又は
産業廃棄物焼却施設整備のための設備資金

[産業廃棄物処理施設整備資金融資]

お問い合わせ

石川県生活環境部 資源循環推進課
(076)225-1471

石川県融資制度のご案内

1 地域商工業活性化融資

【一般分】 担保所定 保証協会任意
設備投資（工場・店舗・設備等）をする方 (※)
 使 途：設備資金 (※) 創業後6ヶ月以上の方も利用可。
 限度額：5千万円（特認2億円）
 期 間：15年以内（据置2年以内）
 利 率：年利2.20%（保証協会の保証付きは1.80%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.35%（保証協会の保証付きは1.95%）〕
 ※産学・産業間連携支援分、女性就業促進支援分、賃上げ支援分、
 年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.15%（保証協会の保証付きは1.75%）〕
 保証料：保証協会が定める率（0.41%～1.43%）
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関

【事業承継支援分】 担保所定 保証協会任意
事業承継をする方 (※)
 使 途：事業承継に必要な事業資金 (※) 創業後6ヶ月以上の方も利用可。
 限度額：5千万円（特認2億円）
(運転資金3千万円)
 期 間：設備15年以内（据置2年以内）
 運転5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.15%（保証協会の保証付きは1.75%）〕
 ※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

【商業振興分】 担保所定 保証協会任意
大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する方
 使 途：事業資金
 限度額：5千万円（特認2億円）
(運転資金1千万円)
 期 間：設備15年以内（据置2年以内）
 運転7年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.15%（保証協会の保証付きは1.75%）〕
 ※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

【企業活性化支援分】 担保所定 保証協会任意
新製品開発や販売促進などの前向きな取組をする方 (※)
 使 途：運転資金 (※) 創業後6ヶ月以上の方も利用可。
 限度額：3千万円
 ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、あわせて2億円の範囲内
 期 間：5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.20%（保証協会の保証付きは1.80%）
 ※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

移住創業者無利子化補助金

県外から石川県に移住し、対象制度を利用した方
 対象制度：創業者支援融資、小口零細融資（創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分）
 対象期間：H28.4.1～R8.3.31に対象制度を利用したものの
 補助金額：支払利子相当分の3年間分
 申 込：対象制度の認定を受けた商工会議所・商工会

6 小口零細融資 零細分

【零細分】 NPO法人対象外 無担保 保証協会必須
業員20人以内（商業・サービス業 (※)）は5人以内の方
 使 途：事業資金 (※) 宿泊業、娯楽業を除く。
 限度額：2,000万円
 ※既利用の保証協会の保証付融資残高とあわせて、2,000万円の範囲内
 期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.10%
 保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.34%）
 担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
 申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

7 小口融資

【一般分】 無担保 保証協会必須
従業員40人以内（商業・サービス業 (※)）は10人以内の方
 使 途：事業資金 (※) 宿泊業、娯楽業を除く。
 限度額：2,000万円
 期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.15%
 保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
 担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
 申 込：商工会議所・商工会を經由のうえ金融機関

【特別分】 無担保 保証協会必須
従業員20人以内（商業・サービス業 (※)）は5人以内の方
 使 途：事業資金 (※) 宿泊業、娯楽業を除く。
 限度額：2,000万円
 期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.10%
 保証料：保証協会が定める率（0.50%、NPO法人の場合は0.40%）
 担保等：原則無担保、無保証人、ただし保証協会の保証必須
 申 込：商工会議所・商工会を經由のうえ金融機関

【当座貸越分】 無担保 保証協会必須
一般分の対象者で、一定の財務要件を満たす方
 使 途：事業資金
 限度額：5百万円（限度額）
 期 間：2年以内（更新可能）
 利 率：年利2.40%（変動金利）
 保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
 担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
 申 込：商工会議所・商工会の推薦書を取得し金融機関
 ※残高が極度額の範囲内であれば何度でも借入が可能。

※小口融資（一般分、特別分、当座貸越分）及び小口零細融資（零細分）の利用合計額が2,000万円以内であることが必要です。

【担保所定】 ……担保については、金融機関の所定の取扱いとなります。
【無担保】 ……原則、無担保となります。
【保証協会任意】 ……保証協会の保証については、金融機関の所定の取扱いとなります。
【保証協会必須】 ……保証協会の保証が必要です。
【NPO法人対象外】 ……特定非営利活動法人は利用できません。

2 省エネ投資促進支援融資

【担保所定】 保証協会任意
省エネ設備への投資をする方
 使 途：事業資金
 限度額：2億円（運転資金2千万円）
 期 間：設備15年以内（据置2年以内）
 運転7年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利年利2.15%〕
 〔保証協会の保証付きは1.75%〕
 保証料：保証協会の定める率（0.33%～1.35%）
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関

3 経営革新等支援融資

【経営革新支援分】 担保所定 保証協会任意
知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方
 使 途：経営革新に必要な事業資金
 限度額：2億円（運転資金5千万円）
 ただし、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、知事の推薦を受けた企業は、4億円（運転資金1億円）
 期 間：設備15年以内（据置3年以内）運転7年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.15%（保証協会の保証付きは1.75%）〕
 ※格差対策分として金利優遇措置あり（右表参照）
 保証料：保証協会が定める率（0.60%）
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 なお、ニッチトップ企業創出支援事業の認定を受け、知事の推薦を受けた場合は、優遇保証制度あり。
 申 込：知事の承認を受けた経営革新計画を添えて金融機関（格差対策分については、加えて知事の認定書を添付）

【海外展開支援分】 担保所定 保証協会任意
海外での生産拠点の設置、販路開拓を行う方
 使 途：海外展開に必要な事業資金
 限度額：2億円（運転資金5千万円）
 期 間：設備15年以内（据置3年以内）運転7年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.15%（保証協会の保証付きは1.75%）〕
 保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 申 込：知事の認定書を取得し金融機関

8 経営安定支援融資

【一般分】 担保所定 保証協会任意
売上高・利益率が減少又は決算で欠損となる（見込み）の方（最近3カ月で売上高が5%以上減少又は売上高営業利益率が20%以上減少）前期決算で税引後欠損又は今期決算で税引前欠損見込
 使 途：運転資金
 限度額：8千万円
 期 間：7年以内（据置2年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.55%、セーフティネット保証2号利用の場合は1.50%）
 保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
 セーフティネット保証2・4号利用の場合は0.50%
 セーフティネット保証5号利用の場合は0.40%
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

【再生支援分】 無担保 保証協会必須
商工調停士又は中小企業再生支援協議会の再生支援チームの指導を受けている方
 使 途：運転資金
 限度額：8千万円
 期 間：7年以内（据置2年以内）実情に応じ10年以内（据置2年以内）
 利 率：年利1.60%
 〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利〕
 〔年利1.80%〕
 保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）
 担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
 申 込 商工会議所・商工会連合会又は（公財）石川県産業創出支援機構の推薦書を取得し金融機関

【資金繰り支援分】 担保所定 保証協会必須
県の制度融資等 (※)（保証協会の保証付き）の借換をされる方（ただし、売上減少等の要件を満たし、経営安定関連保証の利用が可能な方）
(※) 令和8年3月31日まで、県制度融資以外の保証付融資を含む。

使 途：借換資金、追加事業資金（1/2以内）
 限度額：8千万円（特認2億8千万円）
 期 間：7年以内（据置1年以内）
 実情に応じ10年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.25%
 〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利〕
 〔セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は2.35%〕
 〔セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は2.45%〕
 保証料：セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は0.80%
 セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は0.70%
 担保等：担保は保証協会所定、保証協会の保証必須
 申 込 商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

9 連鎖倒産防止・災害対策融資

【担保所定】 保証協会任意
取引先の倒産により代金等が回収不能となった方 地震、火災、風水害等により被害を受けた方
 使 途：経営の安定に必要な運転資金
 災害の復旧に必要な設備資金

4 事業転換支援融資

【担保所定】 保証協会任意
新たに異なる業種へ進出する方（事業転換・多角化）
 使 途：事業転換・多角化に必要な事業資金
 限度額：5千万円（特認2億円）（運転資金2千万円）
 期 間：設備15年以内（据置3年以内）運転7年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.00%（保証協会の保証付きは1.60%）
 〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕
 〔年利2.15%（保証協会の保証付きは1.75%）〕
 ※格差対策分として金利優遇措置あり（下表参照）
 保証料：保証協会が定める率（0.41%～1.43%）
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関
 ※〔格差対策分〕
 ①小規模企業、②不況業種又は③過疎地域に該当する場合は、次の金利優遇（年利1.00%が下限）

①～③の条件を	1つ充足	2つ充足	3つ充足
優遇幅（%）	△0.1	△0.2	△0.5

5 創業者支援融資

【無担保】 保証協会必須
新たに中小企業者として創業する方（創業後1年未満を含む）
 使 途：開業等の事業資金
 限度額：2,000万円（運転資金1,000万円）
 〔創業支援プログラム対象企業等の場合〕
 4,000万円（運転資金2,000万円）
 事業着手前の場合は、3,500万円（運転資金2,000万円）
 ただし、小口零細融資（創業者支援分等）との合計で4,000万円（運転資金2,000万円）以内
 期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.10%
 保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）
 創業関連保証・創業等関連保証利用の場合は、0.50%
 担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
 申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関

6 小口零細融資 創業者支援分 女性・若者・シニア創業者支援分 過疎地域創業者支援分

【創業者支援分】 NPO法人対象外 無担保 保証協会必須
新たに小規模企業として創業する方（創業後1年未満を含む）
 使 途：開業等の事業資金
 限度額：2,000万円
 既利用の保証付融資残高を含め、2,000万円以内
 期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）
 利 率：年利2.10%
 女性・若者・シニア創業者支援分（女性・29歳以下又は、55歳以上の男性による開業）及び過疎地域創業者支援分は、年利1.90%
 保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.34%）
 創業関連保証・創業等関連保証利用の場合は、0.50%
 担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須
 申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関

10 物価高騰対策等総合支援特別融資

【担保所定】 保証協会必須
 限度額：8千万円
 ただし、倒産事業者に対する債権額や災害の被災額の範囲内
 期 間：7年以内（据置2年以内）
 利 率：年利1.25%
 保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）
 セーフティネット保証1号、災害関係保証利用の場合は0.70%
 セーフティネット保証4号利用の場合は0.80%
 担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定
 申 込：金融機関（災害の場合は市町で証明書を取得し金融機関）

11 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資

【担保所定】 保証協会必須
災害救助法適用地域かつセーフティネット保証4号指定地域の事業者で物価高騰等の影響により、最近1カ月で5%以上の売上高又は利益率減少等
 使 途：事業資金、借換資金
 限度額：1億円
 期 間：10年以内（据置5年以内）
 利 率：**【新規融資】** 年利1.55%
【借換融資】 ~~年利2.25%~~ 年利2.25%
 融資期間が7年超10年以内の場合は変動金利2.35%
 保証料：一般保証利用の場合 0.20～1.15%
 セーフティネット保証4号・5号、災害関係保証利用の場合0.20%
 担保等：担保は金融機関所定、保証協会の保証必須
 申 込：金融機関

12 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資

【担保所定】 保証協会必須
能登6市町の事業者で、信用保証協会主導の会議等が経営改善・再生計画の策定を支援した方
 使 途：事業資金、借換資金
 限度額：1億円
 期 間：15年以内（据置5年以内）※テールヘビーの返済可
 利 率：**【新規融資】** 年利1.20%
 融資期間が7年超10年以内の場合は変動金利1.40%
 融資期間が10年超15年以内の場合は変動金利1.70%
【借換融資】 年利1.85%
 融資期間が7年超10年以内の場合は変動金利1.95%
 融資期間が10年超15年以内の場合は変動金利2.10%
 保証料：免除
 担保等：担保は金融機関所定、保証協会の保証必須
 申 込：金融機関